

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。

前号で「廃棄物・3R 処理のための電子契約」の基本的な考え方やメリットを紹介したのに続き、今回は、事務局標準版の特徴、契約締結まで取るべきユーザーの手順を始め、費用イメージまでを示す。

環境省の石綿飛散防止専門委員会の途中経過を、かいつまんで報告する。

【はみ出し情報】小型家電リサイクル法の施行令、施行規則の内容を審議する環境省、経済産業省合同会合が開催。12 月次回会合では、今回議論が沸騰した対象品目、広域的な自治体の捉え方などが決まる予定である。



廃棄物・3R 処理のための電子契約 ～ 仕組み・操作・サイト～

木川 仁

前号で、公益財団法人廃棄物・3R 研究財団と(株)佐野環境都市計画事務所が事務局となり運用する予定の「廃棄物・3R のための電子契約」に関する基本的な概念を述べたが、本号では、電子契約事務局が提案する電子契約の仕組み (特長) や具体的な操作手順 (契約の流れ) と接続サイトの機能の違い等について紹介する。

(1) 電子契約の仕組み (特長)

電子契約事務局が運営する電子契約の原本は、ワードやエクセルで作成した文書そのものを取扱うのではなく、アクトバットなどのソフトウェアを使用して PDF 化した電子文書を対象とする。こうして作成した PDF 文書に、甲と乙の両者が電子署名と時刻認証 (タイムスタンプ) することで電子契約を行う。

本電子契約が PDF 文書での管理を選択した大きな理由は、次に示す電子文書に求められる要件を満足して、社会性あるシステムを容易に構築することが可能なことに起因する。

電子文書に求められる 4 条件【**見読性**：誰もが読める、**完全性**：紛失・破損しない、**機密性**：不正アクセスを防止、**検索性**：容易な文書検索】を満たす。特に、PDF 文書は、「なりすまし」や「書き換え」が難しいため、電子署名と時刻認証を貼付すること

で、より強固な機密性を確保可能。

PDF 文書は、安価 (無償も多い) なソフトウェアを利用して文書を電子化ができ、また、多くの端末で見読可能。その結果、事務局が運営する共通プラットフォームにどの端末からでもアクセス可能。

(2) 契約締結までの流れ (具体的な操作)

電子契約事務局が運営する HP 上にある電子契約標準版を使用した場合の締結までの流れを以下に示す。

最初に、利用者 (甲と乙) は、電子契約事務局の HP 上にある利用規約を確認、利用者登録。

次に、外部審査機関から甲と乙に電話連絡があり、本人確認を実施。

事務局から ID とパスワードが利用者へ発行。同時に、甲と乙の電子証明書が発行される。会員情報と電子証明書は、共通プラットフォームで管理。

甲乙間で、事前に調整して作成された契約書 (ワードやエクセル等) を甲 (乙) が PDF 化して共通プラットフォームへ送信 (アップロード)。

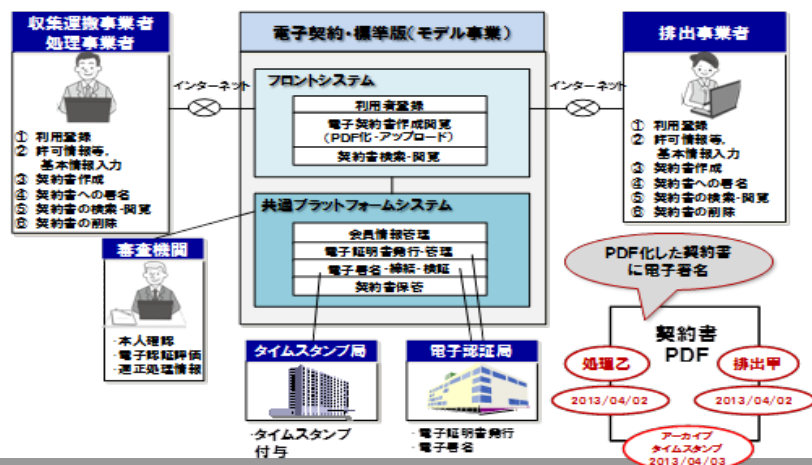
甲 (乙) からの締結申請で、システム上で電子署名とタイムスタンプを押印。

乙 (甲) が電子署名とタイムスタンプを押印。

最後に、アーカイブタイムスタンプ (最終ラッピング) が押印されて締結が終了。

電子契約書の管理は共通プラットフォームで保管。甲乙は、事務局標準版や ASP を通じて締結契約書の検索・閲覧や更新、廃止を実施。

図 「廃棄物・3R のための電子契約」システムの概要



(3) 接続可能なサイト

電子契約事務局が所有する共通プラットフォームへは、他の接続主体（各種団体・産廃協会や個別企業、さらにはASP事業者等）が運営するWEBサイトを利用しても入ることができる。ただ、接続主体により、フロントシステム機能は異なっている。表1に、代表的なシステムとして、事務局・産廃協会標準版とASP版について、異なるポイントを記す。事務局標準版は、契約を滅多に行うことがない事業者に対しても電子契約締結の場を提供することを考えたシステムであり締結に必要な最低限の機能しか所有していないが、ASP版は、契約書の作成・そのチェックが可能であり、特に、電子マニフェストや帳簿との連動性を持つことが大きな特徴になっている。

表1 接続主体によるフロントシステム機能の違い

	標準版 (事務局・産廃協会)	ASP版
契約書の作成手段 (ソフト等)	任意 (ワード、エクセル等) 【内容には関与せず】	独自の作成システム 【内容のチェックが可能】
契約書のアップロード、保管形式	PDF	PDF
電子マニフェスト	連動させない	連動
帳簿	連動させない	連動

(4) 費用

基本的に、このシステムを利用する時に発生する費用は接続主体により異なるが、事務局標準版を利用する場合の利用料を表2に示す。

なお、この電子契約は、来年1月のプレオープン、4月からの本格稼働を目指している。

表2 電子契約事務局標準版の利用料(予定)

	金額(税別)	事業者					
		スポット	スポット	分類A	分類B	分類C	分類D
定義(署名/年)		1	2~10	11~50	51~200	201~500	501~
利用料金	初期登録料(円)	0	0	8,000			
	年間基本料(円/年)	0	1,000	3,000	10,000	30,000	50,000
	利用料(円/署名)	1,000	600	300	250	200	170
	保管料(円/署名・月)	300 (5年分)	5	5	4.5	4	3.5

以上

石綿飛散防止専門委員会の経過報告

小西 道子

9月26日に標題の第5回会合が開催された。第1回での論点整理後、第2回~4回まで有識者によるヒアリングを行ってきた。また、9月19日に大気環境部会にて検討状況の経過が報告されている。

今回は、これまでの検討結果反映の論点整理が提示さ

れたのみで、各論点に対する考え方は環境省から示されず(次回10月24日に中間報告素案が提示される予定)進展はあまりない状況であった。ここでは、特に委員から意見が多かった論点を紹介しておき、追って各論点の対策や方針が明らかになった時点で詳細をお知らせする。

「大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否」に関して、「必要」との意見が多く出ていた。これは、レベル3と呼ばれる石綿含有廃棄物も含めてという意見が目立った。そもそも、事前調査とは、解体やリフォームの際に、その対象建築物等に石綿等が付着しているかどうか等を調査することである。既に、石綿障害予防規則と建設リサイクル法には、その規定がある。これに加え、大気汚染防止の観点からも事前調査を義務付けようという主旨である。

第1回の論点整理では、レベル3の「特定粉じん排出等作業の届出」の要否の方が焦点となっていたが、届出では対象が一気に増加、事務作業等が増大、費用対効果に課題があることから、レベル3の規制に関しては、事前調査の要否に焦点が移ったようである。

以上

【はみ出し情報】小型家電リサイクル法の施行に向けた国の審議会

10月9日に開催された中環審・産構審小委員会合同会合で新法の基本方針、対象品目、認定基準、各種ガイドラインが審議された。この数カ月非公開で行われてきた4つの検討会の討議結果をオープンに議論しようとするものである。

なかでも家電リサイクル法(大型4品目)との関係で、マッサージチェアのような大型製品が新法の対象になるかどうか注目を浴びている。目下の案では新法で扱う方向だが、「小型」と冠した法律に最も重量級の製品が入るのは不自然という意見もあって、決定は12月の次回会合に持ちこされた。認定事業者と契約する広域的な自治体のイメージを「隣接する3県以上」とする検討会案にも議論が集中している。

12月次回会合に続き、同月に施行令、来年1月に施行規則が公布される予定だ。今しばらく議論の状況を見守る必要がある。(七)

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
 横浜ランドマークタワー31階
 Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586
 発行: 佐野 敦彦
 編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@jaao.co.jp